

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	津看護専門学校
設置者名	特定医療法人 暁純会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	11単位	10単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校事務室に配置しており、希望者は閲覧または写しの入手ができる。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	津看護専門学校
設置者名	特定医療法人 暁純会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	津看護専門学校 教務委員会
役割	(役割) ・学則の変更や、学校規則の制定・改廃の適否の判断 ・入学試験における合否判定の最終判断 ・卒業判定・単位認定の最終判断 ・入学試験の実施内容（試験回数や試験科目等）に関する最終判断 ・年度毎の学校運営に関する自己点検・自己評価内容及び学校関係者評価内容を踏まえた取組みの評価 (意見の活用) ・当該委員会の委員意見については、委員会内でその取扱い等を諮ることとし、その結果、必要となった事項について、学校が検討・実施して結果をその後の委員会の会議で報告することとしている。
名称	津看護専門学校 学校関係者評価会議
役割	(役割) ・年度毎の学校運営に関する自己点検・自己評価内容を踏まえた取組みの評価及び提案 (意見の活用) ・当該評価会議での委員意見については、学校が対応策等について検討・実施し、その結果をその後の評価会議及び教務委員会の会議で報告することとしている。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(教務委員会)		
設置法人の理事長	理事長職の期間	
設置法人の事務局長	事務局長職の期間	設置法人の管理職員
設置法人の本部長	本部長職の期間	〃
設置法人運営の2病院の院長 (2名)	院長職の期間	実習病院、主な就職先
設置法人運営の2病院の事務長 (2名)	事務長職の期間	〃
設置法人運営の2病院の看護部長 (2名)	看護部長職の期間	〃
(学校関係者評価会議)		
設置者運営の2病院の事務長 (2名)	事務長職の期間	実習病院、主な就職先
設置者運営の2病院の看護部長 (2名)	看護部長職の期間	〃
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	津看護専門学校
設置者名	特定医療法人 暁純会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) (シラバスの内容) 科目名、科目責任者氏名、単位(時間)、開講年次・時期、授業形態、授業目標、授業計画(授業内容)、使用するテキスト、参考文献、成績評価方法 (シラバスの作成時期) 前期分(4～9月分)・・・前年度の2月末までに作成 後期分(10～3月分)・・・当該年度の7月末までに作成 (シラバスの作成手順) 各科目の担当教員(専任教員または講師)が原案を作成し、教育課程委員会(校長、副校長、教務主任、副教務主任、専任教員で構成)で内容を審査のうえで確定させている。	
授業計画書の公表方法	学校事務室に配置しており、希望者は閲覧または写しの入手ができる。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) (成績評価基準) 単位認定のための成績の評価は、各科目の担当教員(専任教員または講師)が試験及び出席状況や学習態度を点数化したうえで総合的に判断・評価を行っており、判定基準を優(80点以上)、良(70～79点)、可(60～69点)、不可(60点未満)と定め、可以上を合格としている。 なお、試験については、各科目の特性に応じて、筆記試験、レポートの評価、実技の評価のいずれかによって実施している。 (単位認定手順) 単位認定に当たっては、教員会議(校長、副校長、教務主任、副教務主任、専任教員で構成)で審査・確認を行ったうえで、教務委員会に諮って確定させている。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学生毎に、全ての授業科目について、それぞれ100点満点で点数化し、それらの合計点によって、学年順位を把握するとともに、各学生及び保護者に対しては、学期毎の成績を通知する書面（履修状況）の中で当該学生の順位を記載している。 なお、成績の分布状況については、学生毎に全科目の平均点を算出し、平均点の点数4区分毎（80点以上、70～79点、60～69点、59点以下）の分布状況を把握している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	事務室に配置しており、希望者は閲覧または写しの入手ができる。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) (卒業認定基準) 卒業認定の要件としては、3年以上の在学（最長6年間）及び基礎分野14単位、専門基礎分野22単位、専門分野66単位の計102単位の修得が必要となり、さらに、21科目の卒業認定試験において、全科目の平均点が70点以上で、各試験が70点以上あることが必要となる。 (卒業認定手順) 卒業認定は、単位認定と同様に、教員会議（校長、副校長、教務主任、副教務主任、専任教員で構成）において結果の確認を行ったうえで、教務委員会に諮って確定させている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	事務室に配置しており、希望者は閲覧または写しの入手ができる。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	津看護専門学校
設置者名	特定医療法人 暁純会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	閲覧希望者は本校事務室での閲覧を可とする。
収支計算書又は損益計算書	〃
財産目録	〃
事業報告書	〃
監事による監査報告（書）	〃

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療関係		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3045時間 ／102単位	71 単位	7 単位	23 単位	0 単位	1 単位
			102単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
105人		59人	0人	10人	56人	66人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） （シラバスの内容） 科目名、科目責任者氏名、単位（時間）、開校年次・時期、授業形態、授業目標、授業計画（授業内容）、使用するテキスト、参考文献、成績評価方法 （シラバスの作成時期） 前期分（4～9月分）・・・前年度の2月末までに作成 後期分（10～3月分）・・・当該年度の7月末までに作成 （シラバスの作成手順） 各科目の担当教員（専任教員または講師）が原案を作成し、教育課程委員会（校長、副校長、教務主任、副教務主任、専任教員で構成）で内容を審査のうえで確定させている。

成績評価の基準・方法			
(概要) (成績評価基準) 単位認定のための成績の評価は、各科目の担当教員（専任教員または講師）が試験及び出席状況や学習態度を点数化したうえで総合的に判断・評価を行っており、判定基準を優（80 点以上）、良（70～79 点）、可（60～69 点）、不可（60 点未満）と定め、可以上を合格としている。 なお、試験については、各科目の特性に応じて、筆記試験、レポートの評価、実技の評価のいずれかによって実施している。 (単位認定手順) 単位認定に当たっては、教員会議（校長、副校長、教務主任、副教務主任、専任教員で構成）で審査・確認を行ったうえで、教務委員会に諮って確定させている。			
卒業・進級の認定基準			
(概要) (卒業認定基準) 卒業認定の要件としては、3 年以上の在学（最長 6 年間）及び基礎分野 1 4 単位、専門基礎分野 2 2 単位、専門分野 6 6 単位の計 1 0 2 単位の修得が必要となり、さらに、2 1 科目の卒業認定試験において、全科目の平均点が 7 0 点以上で、各試験が 7 0 点以上あることが必要となる。 (卒業認定手順) 卒業認定は、単位認定と同様に、教員会議（校長、副校長、教務主任、副教務主任、専任教員で構成）において結果の確認を行ったうえで、教務委員会に諮って確定させている。			
学修支援等			
(概要) 特定医療法人暁純会奨学金制度（年間 4 4 万円、3 年間計 1 3 2 万円貸与）			

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
2 7 人 (100%)	0 人 (0 %)	2 7 人 (100%)	0 人 (0 %)
(主な就職、業界等) 医療機関（病院）			
(就職指導内容) 履歴書の書き方や面接時の心がけの教示、就職希望先（病院等）の情報提供			
(主な学修成果（資格・検定等）) 本校を卒業した場合は、看護師国家試験の受験資格を取得できる。 〔令和 7 年度看護師国家試験・・・令和 7 年度卒業生 27 名全員合格〕 （卒業生全員合格は 3 年連続）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
75人	4人	5.3%
(中途退学の主な理由) 進路の変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) ①インターネットで看護学習内容が確認できる環境整備（ナーシングチャンネル） ②看護実習中に iPad を用いて教科書の内容を確認できる環境整備（e-テキスト） ③外部講師の活用による看護師国家試験対策講座の開催 ④スクールカウンセラーの配置 ⑤前年度卒業生による国家試験体験談の講義開催（3年生対象） ⑥本校を卒業した看護師による職場での経験談の講義開催（2年生対象）		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	400,000 円	140,000 円	学校運営協力金 14 万円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://tsu-kango.jp/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
・学校関係者評価会議（以下「評価会議」）において、学校の自己評価結果を踏まえながら、評価できる（継続が望まれる）こと、さらなる充実が必要なこと、新たに取り組むことが望まれること、改善が必要となること等についての意見をいただき、それらの意見を参考として改善策等に取り組んでいくことで、より多くの学生が入学を希望する看護師養成学校をめざす。 ・学校関係者評価会議のメンバー（委員）は4名で、本校設置法人が運営する2病院の事務長及び看護部長（計4名）に就任いただいている。 ・なお、評価会議における意見及び学校としての対応方針等については、外部人材の意見を反映できる組織の性格を有する本校「教務委員会」に報告し、同委員会においても自己評価結果及び評価会議による評価等に関する意見等を確認することとしている。		
学校関係者評価の委員（計 4 名）		
所 属	任 期	種 別
設置者運営の2病院の事務長（2名）	事務長職にある期間	実習病院、主な就職先
設置者運営の2病院の看護部長（2名）	看護部長職にある期間	〃
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://tsu-kango.jp/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
https://tsu-kango.jp/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H124320185058
学校名 (〇〇大学 等)	津看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	特定医療法人 暁純会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		0人（ ）人	0人（ ）人	0人（ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅲ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	人	人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				0人（ ）人
(備考) 令和8年度から確認校になったため、令和7年度の支援対象者なし。				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0 人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0 人	人	人
計	0 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0 人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。